

中国の反テロリズム法

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

【目次】

はじめに

I 制定経緯

II 構成と主な内容

1 構成

2 主な内容

おわりに

翻訳：中華人民共和国反テロリズム法

はじめに

2015年12月27日、中国で反テロリズム法⁽¹⁾が制定された。テロ対策に関する中国で初めての法律である。

習近平政権は、2014年4月に「総合的国家安全観」を国家安全政策の新たな指針として打ち出し、国家安全法制の整備を重点的に進めている⁽²⁾。反テロリズム法は、2014年11月制定の反スパイ法⁽³⁾、2015年7月制定の国家安全法⁽⁴⁾に続く国家安全関連の重要立法と位置付けられている⁽⁵⁾。

本稿では、反テロリズム法の制定経緯と主な内容について略述し、その全文を訳出する。

I 制定経緯

国際的なテロの脅威が近年一段と高まる中で、中国もテロ対策関連の法整備を急いでいる。国内法では刑法、刑事訴訟法、突発事件対応法、資金洗浄防止法、人民武装警察法等に関係規定があり、国連の「テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約」「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」等も批准している。

反テロリズム法については、2005年に法制定に向けた準備作業が開始されていたが、「総

(1) 「中华人民共和国反恐怖主义法」国务院法制办公室 <<http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/201512/20151200479796.shtml>> 以下、インターネット情報は2016年4月25日現在である。

(2) 中国の国家安全法制の枠組み、「総合的国家安全観」、国家安全法の要点と全訳、テロ対策関連立法の概況、反テロリズム法制定の背景と経緯等については、岡村志嘉子「中国の新たな国家安全法制—国家安全法と反テロリズム法を中心に—」『外国の立法』No.267, 2016.3, pp.223-240. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9914666_po_02670009.pdf?contentNo=1> を参照。

(3) 「中华人民共和国反间谍法」国务院法制办公室 <<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/fl/201411/20141100397607.shtml>>

(4) 「中华人民共和国国家安全法」国务院法制办公室 <<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/fl/201507/20150700399835.shtml>>

(5) このほか、2016年4月28日に国外非政府組織国内活動管理法（中华人民共和国境外非政府组织境内活动管理法）が制定され、サイバーセキュリティ法案が現在審議中である。

合的国家安全観」が発表された 2014 年 4 月以降、法案起草作業が本格化した。反テロリズム法案の全国人民代表大会常務委員会での審議は、2014 年 10 月、2015 年 2 月、同年 12 月の 3 回行われ、その間、意見公募の結果や諸外国の反応等も踏まえ、法案は相当程度修正された。

法案審議中の 2015 年 7 月には、国家の安全に関する基本法として国家安全法が制定されている。国家安全法第 28 条は、いかなる形のテロリズム及び過激主義にも反対し、テロリズムに対する警戒・処理能力を強化し、テロ活動組織の取締り及び暴力的なテロ活動の処罰を法に従って行うと規定する。反テロリズム法は、この規定の具体化である。

反テロリズム法は、2015 年 12 月 27 日に第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 18 回会議で可決、成立し、同日公布された。施行日は 2016 年 1 月 1 日である。

II 構成と主な内容

1 構成

反テロリズム法は、全 10 章 97 か条から成る。その構成は次頁の表のとおりである。

2 主な内容

(1) 立法目的と基本原則

テロ活動の警戒及び処罰並びにテロ対策の強化により、国家の安全、公共の安全及び人民の生命・財産の安全を守ることを目的とする（第 1 条）。国は、あらゆる形態のテロリズムに反対し、いかなるテロ活動組織及びテロリストにも妥協しない（第 2 条）。

(2) テロリズムの定義

「暴力、破壊、恐喝等の手段を通じて、社会の恐慌を引き起こし、公共の安全に危害を及ぼし、若しくは身体・財産を侵害し、又は国家機関若しくは国際機関を脅迫することにより、政治、イデオロギー等の目的を実現しようとする主張及び行為」をテロリズムと定義し、テロ活動の 5 項目の内容を列挙している（第 3 条）。なお、その第 5 項目は、「その他のテロ活動」という抽象的な規定である。

(3) 国による総合的、統一的なテロ対策の実施

国は、反テロリズムを国家安全戦略に組み入れ、政治、経済、法律、文化、教育、外交、軍事等の手段により、総合的なテロ対策を展開する（第 4 条）。国は、テロ対策指導機構を設立し、全国のテロ対策の指導及び指揮を統一的に行う（第 7 条）。さらに、国家反テロリズム情報センターを設置し、国内のテロ関連情報の一元的な管理を行う（第 43 条）。

(4) 国民の権利と義務

テロ対策は法に従って行い、人権の保障、国民及び組織の合法的権利利益の保護、信教の自由及び民族の風俗習慣の尊重が義務付けられる（第 6 条）。全ての組織及び個人は、当局が実施するテロ対策に協力する義務を負う（第 9 条）。

(5) インターネット規制

インターネット関連事業者は、当局が法に従ってテロ活動の警戒及び調査を実施するとき、当局に対しインターフェースや暗号解読技術等の提供を行わなければならない（第 18 条）。また、これらの事業者は、テロリズム及び過激主義を内容とする情報を発見したときは、直ちにその送信を止め、当局に報告しなければならない（第 19 条）。

表 反テロリズム法の構成

章	章のタイトル	条	主な規定
第1章	総則	第1条～第11条	・立法目的 ・定義 ・基本原則 ・中央・地方政府の職責 ・組織・個人の義務 ・表彰 等
第2章	テロ活動組織及びテロリストの認定	第12条～第16条	・テロ活動組織及びテロリストの認定方法 ・金融機関によるテロ関連資産凍結 ・認定の不服申立て 等
第3章	安全警戒対策	第17条～第42条	・反テロリズムの宣伝・教育 ・インターネット関連事業者の義務 ・物流関連事業者の義務 ・危険物の取扱い ・テロリズム融資の取締り ・都市計画におけるテロ警戒対策 ・公安機関による過激主義の取締り ・テロ・過激主義犯罪者の矯正及び社会復帰教育 ・テロ警戒に係る重点目標の指定及びその管理 ・公共交通機関の保安対策 ・空域及び航空機の管理 ・国境警備 ・テロリスト及びテロ関連物品の出入国・通関規制 ・国外における安全警戒対策 等
第4章	情報収集	第43条～第48条	・国家反テロリズム情報センターの設置 ・情報収集能力の向上 ・守秘義務 等
第5章	調査	第49条～第54条	・テロ活動の嫌疑に対する公安機関の調査 ・公安機関への関連資料等の提供 ・テロリスト容疑者に対する規制措置 等
第6章	対応処理	第55条～第67条	・テロ事件対応処理応急計画体系の構築・整備 ・テロ事件対応処理に係る指揮機構の設置 ・在外機関等におけるテロ事件の対応処理 ・テロ事件関連情報の報道規制 ・被害者援護及び復旧措置 等
第7章	国際協力	第68条～第72条	・外国、国際機関等との反テロリズム協力 ・反テロリズム要員の国外派遣 等
第8章	保障措置	第73条～第78条	・テロリズム対策必要経費の予算化 ・人材の確保・育成 ・テロリズム対策従事者等の安全確保 ・損害賠償 等
第9章	法的責任	第79条～第96条	・罰則規定
第10章	附則	第97条	・施行日

(出典) 筆者作成。

(6) テロ・過激主義犯罪者の社会危険性評価と社会復帰教育

テロ・過激主義犯罪者は、刑期満了による釈放前に社会的危険性に関する評価を行い、危険性のある者に対しては社会復帰教育を受けさせる（第30条）。

(7) テロ警戒の重点目標の指定とその管理組織の体制強化

テロの標的となる可能性の高い組織、行事、施設等をテロ警戒の重点目標に指定し、そ

の管理組織は、テロ対策マニュアルの制定及び定期訓練の実施、監視システムの稼働保障等のほか、組織の幹部職員に対し安全に係る身上調査を行わなければならない（第 31 条～第 33 条）。

(8) 報道規制

いかなる組織及び個人も、テロ情報の捏造、模倣されうるテロについての詳細報道、テロ事件の残忍な場面の公表、テロ現場の対応処理人員や人質の身分情報及び対応処理状況についての無許可での報道を行ってはならない（第 63 条）。

おわりに

反テロリズム法の法案審議過程では、インターネット規制や当局への情報提供義務に関する規定に注目が集まった。これらの規定は、最終的に当初の案より緩やかなものに改められたが、法の施行により言論の自由や外国企業の中国での活動が制限されるのではないかとの懸念が、欧米諸国等から引き続き表明されている⁽⁶⁾。それに対して中国政府は、反テロリズム法はアメリカ、ドイツ、イギリス、オランダ、EU等の法律を参照して制定したものであり、同様の規定はいずれの国の法律にもあるとしている⁽⁷⁾。ただ、条文には曖昧な規定が少なくないことから、法施行後の実際の運用について注意を払っていく必要があると思われる。

（おかむら しがこ）

(6) 「中国、反テロ法成立」『日本経済新聞』2015.12.28；「中国、「反テロ法」を採択」『朝日新聞』2015.12.28.

(7) 「全国人大常委会办公厅 12 月 27 日新闻发布会」中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/zhibo/zzzb33/node_9635.htm>

中華人民共和国反テロリズム法

中华人民共和国反恐怖主义法

(2015年12月27日第12期全国人民代表大会常務委員会第18回會議で可決、
同日公布、2016年1月1日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子訳

【目次】

- 第1章 総則（第1条～第11条）
- 第2章 テロ活動組織及びテロリストの認定（第12条～第16条）
- 第3章 安全警戒対策（第17条～第42条）
- 第4章 情報収集（第43条～第48条）
- 第5章 調査（第49条～第54条）
- 第6章 対応処理（第55条～第67条）
- 第7章 国際協力（第68条～第72条）
- 第8章 保障措置（第73条～第78条）
- 第9章 法的責任（第79条～第96条）
- 第10章 附則（第97条）

第1章 総則

第1条

テロ活動を警戒し、及び処罰し、テロリズム対策を強化し、国の安全、公共の安全及び人民の生命・財産の安全を守るため、憲法に基づき、この法律を制定する。

第2条

国は、あらゆる形態のテロリズムに反対し、テロ活動組織を法に従って取り締まり、テロ活動の組織、計画、実施準備及び実施、テロリズムの宣伝、テロ活動実施の扇動、テロ活動組織の結成、指導及びそれへの参加、並びにテロ活動への支援提供を行ういかなる者に対しても、法に従って法的責任を追究する。

国は、いかなるテロ活動組織及びテロリストに対しても妥協せず、いかなるテロリストに対しても庇護を提供せず、又は難民の地位を与えない。

第3条

この法律においてテロリズムとは、暴力、破壊、恐喝等の手段を通じて、社会の恐慌を引き起こし、公共の安全に危害を及ぼし、若しくは身体・財産を侵害し、又は国家機関若しくは国際機関を脅迫することにより、政治、イデオロギー等の目的を実現しようとする主張及び行為をいう。

この法律においてテロ活動とは、次の各号に掲げるテロリズム的な性質を有する行為をいう。

- (1) 人員の死傷、重大な財産損失、公共施設の損壊、社会秩序の混乱等の社会に深刻な危害を及ぼし、又は及ぼすことを意図する活動を組織し、計画し、実施準備し、及

び実施すること。

- (2) テロリズムを宣伝し、テロ活動の実施を扇動し、又はテロリズムを宣伝する物品を不法に所持し、若しくは公共の場所でテロリズムを宣伝する服飾及び標識の着用を他人に強制すること。
- (3) テロ活動組織を結成し、指導し、及びそれに参加すること。
- (4) テロ活動組織、テロリスト及びテロ活動又はテロ活動訓練の実施のために、情報、資金、物資、労役、技術、場所等の支援、協力及び便宜を提供すること。
- (5) その他のテロ活動

この法律においてテロ活動組織とは、テロ活動を実施するために構成された3名以上の犯罪組織をいう。

この法律においてテロリストとは、テロ活動を実施する者及びテロ活動組織の構成員をいう。

この法律においてテロ事件とは、現在発生し、又は既に発生した社会に重大な危害を及ぼし、又は及ぼす可能性のあるテロ活動をいう。

第4条

国は、反テロリズムを国家安全戦略に組み入れ、総合的な施策を行い、表面的事象とその根本原因に同時に対応し、反テロリズム能力を強化し、政治、経済、法律、文化、教育、外交、軍事等の手段を用いて、テロリズム対策を展開する。

国は、あらゆる形態の宗教教義の歪曲若しくはその他の方法による怨恨の扇動、偏見の扇動又は暴力の鼓吹等の過激主義に反対し、テロリズムの思想的基盤を除去する。

第5条

テロリズム対策は、専門的な業務と大衆による運動を一体化し、警戒を主として処罰と防止を一体的に実施し、及び主動的に敵への先制対応を行うという原則を堅持する。

第6条

テロリズム対策は、法に従って行い、人権を尊重し、及び保障し、国民及び組織の合法的な権利利益を守らなければならない。

テロリズム対策においては、国民の信教の自由及び民族的な風俗習慣を尊重しなければならない。地域、民族、宗教等の理由に基づくいかなる差別的な行いも禁止する。

第7条

国は、テロリズム対策指導機構⁽¹⁾を設立し、全国のテロリズム対策の統一的な指導及び指揮を行う。

区設市⁽²⁾級以上の地方人民政府は、テロリズム対策指導機構を設立し、県級人民政府は、必要に応じてテロリズム対策指導機構を設立し、上級のテロリズム対策指導機構の指導及び指揮の下に、当該地域のテロリズム対策に責任を負う。

第8条

公安機関、国家安全機関並びに人民検察院、人民法院、司法行政機関及びその他関係

(1) 中国語原文は「反恐主义工作领导小组」。テロリズム対策を統括し、関係官庁等を指導する組織。国レベルのものと地方レベルのものがある。

(2) 中国語原文は「设区的市」。市の中に区が設置されている市をいう。なお、中国の地方行政区画は4階層（省級、地区級、県級、郷級）から成る。区設市級は地区級に相当する。岡村志嘉子「中国における立法法の改正」『外国の立法』No.265, 2015.9, p.119. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9494206_po_02650005.pdf?contentNo=1> 参照。

国家機関は、業務分担に基づき、業務責任制を実行し、法に従ってテロリズム対策を推進する。

中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊及び民兵組織は、この法律及びその他関連の法律、行政法規、軍事法規並びに国務院及び中央軍事委員会⁽³⁾の命令に基づき、かつ、テロリズム対策指導機構の計画に基づき、テロ活動を警戒し、及び処理する。

関係部門⁽⁴⁾は、連携メカニズムを構築し、村民委員会⁽⁵⁾、住民委員会⁽⁶⁾、企業・事業体及び社会組織を拠り所とし、及びそれらを動員し、テロリズム対策を共同で展開しなければならない。

第9条

いかなる組織及び個人も、関係部門が展開するテロリズム対策に協力・連携する義務を負い、テロ活動の嫌疑があること又はテロリスト容疑者を発見したときは、速やかに公安機関又は関係部門に報告しなければならない。

第10条

テロ活動の告発又はテロ活動の警戒若しくは阻止に顕著な貢献のあった組織及び個人、並びにテロリズム対策においてその他の顕著な貢献のあった組織及び個人に対しては、国の関係規定に基づき表彰及び報奨を行う。

第11条

中華人民共和国の領域外において中華人民共和国の国家、国民若しくは機構に対して行われるテロ活動犯罪又は中華人民共和国が締結若しくは加盟する国際条約に定めるテロ活動犯罪に対し、中華人民共和国は、刑事管轄権を行使し、法に従ってその刑事責任を追及する。

第2章 テロ活動組織及びテロリストの認定

第12条

国家テロリズム対策指導機構は、この法律第3条の規定に基づき、テロ活動組織及びテロリストを認定し、国家テロリズム対策指導機構の事務機構がこれを公告する。

第13条

国務院の公安部門、国家安全部門及び外交部門並びに省級テロリズム対策指導機構は、テロ活動組織及びテロリストの認定が必要なものについて、国家テロリズム対策指導機構に対し申請を行わなければならない。

第14条

金融機関及び特定非金融機関⁽⁷⁾は、国家テロリズム対策指導機構の事務機構が公告したテロ活動組織及びテロリストの資金又はその他の資産を直ちに凍結し、かつ、規定に基づき、速やかにそれを国務院の公安部門、国家安全部門及び反資金洗浄行政主管部門に報告しなければならない。

(3) 中国語原文は「中央军事委员会」。中国の最高軍事指導機関。

(4) 中国語原文は「有关部门」。関係官庁等を指す。

(5) 中国語原文は「村民委员会」。農村部の住民自治組織をいう。

(6) 中国語原文は「居民委员会」。都市部の住民自治組織をいう。

(7) 中国語原文は「特定非金融机构」。金融機関以外で、反資金洗浄の履行義務を有する指定業者をいう。

第 15 条

テロ活動組織及びテロリストに認定され、当該認定に不服であるものは、国家テロリズム対策指導機構の事務機構を通じて再審査を申請することができる。国家テロリズム対策指導機構は、速やかにその再審査を行い、認定の維持又は取消しの決定を行わなければならない。再審査決定は、最終決定となる。

国家テロリズム対策指導機構が認定を取り消す決定をしたときは、国家テロリズム対策指導機構の事務機構がこれを公告する。資金及び資産が凍結されているときは、その凍結を解除しなければならない。

第 16 条

刑事訴訟法の規定に基づき、管轄権を有する中級以上の人民法院⁽⁸⁾は、刑事事件の審判の過程において、テロ活動組織及びテロリストを法に従って認定することができる。判決が効力を発した後、国家テロリズム対策指導機構の事務機構による公告が必要であるものについては、この章の関係規定を適用する。

第 3 章 安全警戒対策

第 17 条

各級人民政府及び関係部門は、反テロリズムの宣伝・教育を組織・展開し、国民の反テロリズム意識を向上させなければならない。

教育及び労働行政主管部門並びに学校及び職業訓練関係機構は、テロ活動の予防・緊急対応関連の知識を教育、授業及び訓練の内容に組み入れなければならない。

報道、ラジオ、テレビ、文化、宗教、インターネットサービス等の関係組織は、社会に向けて照準を定めた反テロリズムの宣伝・教育を行わなければならない。

村民委員会及び住民委員会は、人民政府及び関係部門と協力し、反テロリズムの宣伝・教育を強化しなければならない。

第 18 条

電信業務の経営者及びインターネットサービスの提供者は、公安機関及び国家安全機関が法に従って行うテロ活動に対する警戒及び調査のために、技術的なインターフェース及び暗号解読等に関する技術的な支援及び協力を提供しなければならない。

第 19 条

電信業務の経営者及びインターネットサービスの提供者は、法律及び行政法規の規定に基づき、インターネットの安全及び情報内容に関する監督制度並びに安全技術警戒措置を整備し、テロリズム及び過激主義の内容を含む情報の伝播を防止し、テロリズム及び過激主義の内容を含む情報を発見したときは、直ちにその送信を停止し、関連記録を保存し、関連情報を削除し、かつ、公安機関又は関係部門に報告しなければならない。

インターネット通信、電信、公安、国家安全等の主管部門は、テロリズム及び過激主義の内容を含む情報について、職責に基づいて業務分担し、速やかに関係組織に送信の停止、関連情報の削除、又は関連ウェブサイトの閉鎖若しくは関連サービスの停止を命じなければならない。関係組織は、直ちにそれを実施し、かつ、関連記録を保存し、調

(8) 人民法院（裁判所）の級別は、最高人民法院及び地方人民法院（高級、中級、基層の3級）から成る。

査に協力しなければならない。インターネット上で国境を越えて送信されるテロリズム及び過激主義の内容を含む情報については、電信主管部門は、技術的措置を講じてその伝播を遮断しなければならない。

第 20 条

鉄道、道路、水上及び航空の貨物輸送並びに郵便及び宅配等の物流運営組織は、安全検査制度を導入し、顧客の身元確認を行い、規定に基づき運送・配達物品に対する安全検査又は開封点検を行わなければならない。運送・配達が禁止され、安全上の重大な懸念が存在し、又は顧客が安全検査を拒絶した物品は、運送及び配達を行ってはならない。

前項に定める物流運営組織は、運送・配達顧客身元・物品情報登録制度を導入しなければならない。

第 21 条

電信、インターネット、金融、宿泊施設、長距離旅客輸送、レンタカー等の業務経営者及びサービス提供者は、顧客の身元確認を行わなければならない。身元が明らかでなく、又は身元確認を拒絶した者に対しては、サービスを提供してはならない。

第 22 条

生産・輸入事業組織は、規定に基づき銃器等の武器、弾薬、刃物等の規制物品、危険化学品、民用爆発物及び核・放射性物質について電子追跡装置を整備し、民用爆発物については、安全検査追跡標識を添附しなければならない。

運輸事業組織は、規定に基づき営業対象とする危険化学品、民用爆発物及び核・放射性物質の輸送手段について位置情報システムを通じて監視を行わなければならない。

関係組織は、規定に基づき伝染病病原体等の物質に対し厳格な監督管理を行い、伝染病病原体等の物質が拡散し又は流入する不法な経路を厳重に警戒しなければならない。

刃物等の規制物品、危険化学品、民用爆発物については、国务院の関係主管部門又は省級人民政府は、必要に応じて、特定の区域及び特定の期間において、その生産、輸出入、輸送、販売、使用及び廃棄に関する規制の実施を決定することができ、現金及び実物を用いた取引を禁止し、又は取引に対しその他の制限を加えることができる。

第 23 条

銃器等の武器、弾薬、危険化学品、民用爆発物、核・放射性物質及び伝染病病原体等の物質が盗難、略奪、紛失その他遺失状態となったときは、当該事案の発生した組織は、直ちに必要な制御措置を講じ、かつ、直ちに公安機関に報告し、同時に、規定に基づき関係主管部門に報告しなければならない。公安機関は、報告を受けた後、速やかに調査を行わなければならない。関係主管部門は、公安機関と協力して対策を講じなければならない。

いかなる組織及び個人も、前項に定める物品の不法な製造、生産、貯蔵、輸送、輸出入、販売、提供、購入、使用、所持、廃棄及び処分を行ってはならない。公安機関は、そのような行為を発見したとき、差押えを行わなければならない。その他の主管部門が発見したときは、差押えを行い、かつ、直ちに公安機関に通報しなければならない。その他の組織及び個人が発見したときは、直ちに公安機関に報告しなければならない。

第 24 条

国务院の反資金洗浄行政主管部門及び国务院の関係部門・機構は、法に従って金融機

関及び特定非金融機関の反テロリズム融資義務⁽⁹⁾の履行状況について監督管理を行う。

テロリズム融資の嫌疑があることを発見した国务院の反資金洗浄行政主管部门は、法に従って調査を行い、臨時凍結措置を講じることができる。

第 25 条

会計監査、財政及び税務等の部門は、法律及び行政法規の規定に基づいて関係組織に対し監督・検査を実施する過程において、資金の出入りにテロリズム融資の嫌疑があることを発見した場合、直ちに公安機関に通報しなければならない。

第 26 条

税関は、出入国者の携帯する現金及び無記名有価証券に対する監督管理を実施する過程においてテロリズム融資の嫌疑があることを発見したときは、直ちに国务院の反資金洗浄主管部门及び管轄権を有する公安機関に通報しなければならない。

第 27 条

地方各級人民政府が制定・実施する都市計画は、テロリズム対策の必要に適合したものでなければならない。

地方各級人民政府は、必要に応じて、主要道路、交通の要衝及び都市公共区域の重要地点に公共安全録画画像情報システム等のテロ襲撃警戒用の技術的・物理的な施設・設備の配備・設置を行うため、建設事業関係者を組織化し、及び指導しなければならない。

第 28 条

公安機関及び関係部門は、過激主義を宣伝し、過激主義を利用して公共の安全に危害を及ぼし、公共の秩序を乱し、身体・財産を侵害し、及び社会の管理を妨害するものについて、速やかに阻止し、法に従ってその法的責任を追及しなければならない。

公安機関は、過激主義活動を発見したとき、直ちにそれを停止するよう命じ、関係者を帯同して強制的にその場から離れさせ、かつ、その身元情報を登録し、関係する物品及び資料を没収し、不法な活動場所を封鎖しなければならない。

いかなる組織及び個人も、過激主義を宣伝する物品、資料及び情報を発見したときは、直ちに公安機関に報告しなければならない。

第 29 条

テロ活動及び過激主義活動への参加を教唆され、脅迫され若しくは勧誘され、又はテロ活動及び過激主義活動への参加の情状が軽く、犯罪を構成するに至らない者について、公安機関は、関係部門、村民委員会、住民委員会、所属組織、在籍学校、家庭及び後見人を組織し、その者に対する支援・教育を行わなければならない。

監獄、留置場、及び地域社会矯正機関⁽¹⁰⁾は、服役中のテロ活動犯罪者及び過激主義犯罪者の管理、教育、矯正等の業務を強化しなければならない。監獄及び留置場は、テロ活動犯罪者及び過激主義犯罪者に対し、教育・矯正及び監督管理秩序の維持の必要に基づき、一般刑事犯罪者と共に拘留することも別個に拘留することもできる。

第 30 条

懲役刑以上の刑罰に処されたテロ活動犯罪者及び過激主義犯罪者に対しては、監獄及び留置場は、刑期満了により釈放する前に、その犯罪の性質、情状及び社会への危害の程度、服役中の態度並びに釈放後の居住地域社会に対する影響等に基づく社会危険性評

(9) テロ関連の融資を防止する義務。

(10) 中国語原文は「社区矫正机构」。地域社会において犯罪者に対する矯正を行う機関。

価を実施しなければならない。社会危険性評価の実施に当たっては、関係末端組織⁽¹¹⁾及び当該事案の当初の担当機関の意見を聴取しなければならない。社会的危険があると評価された場合、監獄及び留置場は、犯罪者の服役地の中級人民法院に社会復帰教育の提案を行い、かつ、当該提案書の副本を同級の人民検察院に送付しなければならない。

犯罪者の服役地の中級人民法院は、確実に社会的危険性がある者については、犯罪者を刑期満了により釈放する前に、当該犯罪者に刑期満了による釈放後、社会復帰教育を受けることを命じる決定を下さなければならない。当該決定書の副本は、同級の人民検察院に送付しなければならない。社会復帰教育の決定を受けた者が当該決定に不服であるときは、一級上の人民法院に再審査申請を行うことができる。

社会復帰教育は、省級人民政府が組織・実施する。社会復帰教育機関は、社会復帰教育を受ける者に対し毎年評価を行い、確実に悔悛し再び社会に危害を及ぼすことのない者については、速やかに社会復帰教育解除に関する意見を社会復帰教育の決定を下した中級人民法院に提出し、解除の決定を下すよう求めなければならない。社会復帰教育を受ける者は、社会復帰教育の解除を申請する権利を有する。

人民検察院は、社会復帰教育の決定及び執行に対し監督を行う。

第 31 条

公安機関は、関係部門と共に、テロ襲撃を受ける可能性が比較的高く、及びテロの襲撃により重大な死傷者の発生、財産の損失又は社会的影響がもたらされる可能性のある組織、場所、行事、施設等をテロ襲撃警戒の重点目標と定め、当該級のテロリズム対策指導機構に届け出なければならない。

第 32 条

重点目標の管理組織は、次の各号に掲げる職責を履行しなければならない。

- (1) テロ活動の警戒及び対応処理に関するマニュアル及び措置を制定し、定期的に訓練及び演習を実施すること。
- (2) テロリズム対策特別経費保障制度を構築し、警戒・処理のための施設・設備の配備及び更新を行うこと。
- (3) 関係機関又は実施責任者を指定し、職位ごとの職責を明確化すること。
- (4) リスク評価を実施し、安全に対する脅威をリアルタイムで観測し、内部安全管理を確実なものとする。
- (5) 公安機関及び関係部門に対し警戒措置の実施状況を定期的に報告すること。

重点目標の管理組織は、都市計画、関連基準及び実際の必要に基づき、重点目標に対しこの法律第 27 条の規定に適合する技術的・物理的な施設・設備の設計、建設及び稼働を同時並行で行わなければならない。

重点目標の管理組織は、公共安全録画画像情報システムの監視当番制、情報の保存・利用及び稼働保守等の管理制度を構築し、関連システムの正常な稼働を保障しなければならない。収集した録画画像情報の保存期限は、90 日を下回ってはならない。

その他重点目標以外の公共の安全に関わる組織、場所、行事及び施設について、その主管部門及び管理組織は、法律及び行政法規の規定に基づき、安全管理制度を構築・整備し、安全責任を確保する。

(11) 中国語原文は「有关基层组织」。

第 33 条

重点目標の管理組織は、重要職位の者に対し安全に係る身上調査を行わなければならない。不適切な状況がある者については、職位の異動を行い、かつ、関連状況を公安機関に通報しなければならない。

第 34 条

大規模行事の請負組織及び重点目標の管理組織は、規定に基づき、大規模行事会場、空港、鉄道駅、埠頭、都市交通駅、道路長距離旅客輸送駅、港等の重点目標における人員、物品及び交通手段に対する安全検査を行わなければならない。違反品及び規制物品を発見したときは、押収し、かつ、直ちに公安機関に報告しなければならない。また、違法犯罪の容疑者を発見したときは、直ちに公安機関に報告しなければならない。

第 35 条

航空機、列車、船舶、都市交通車両、公共バス等の公共交通輸送手段について、その運営組織は、規定に基づき保安要員及び相応の施設・設備を配備し、安全検査及び保安対策を強化しなければならない。

第 36 条

公安機関及び関係部門は、重点目標の基本情報及び重要動態を把握し、重点目標の管理組織に対しテロ襲撃警戒の各種職責を履行するよう指導・監督しなければならない。

公安機関及び中国人民武装警察部隊は、関係規定に基づき重点目標に対する警戒、巡視及び検査を行わなければならない。

第 37 条

航空管制、民間航空及び公安等の主管部門は、職責分担に基づき、空域、航空機及び飛行活動の管理を強化し、航空機に照準を定め、又は飛行活動を利用して行われるテロ活動を厳重に警戒しなければならない。

第 38 条

各級人民政府及び軍事機関は、重点国境（境界）地帯及び港に侵入防止柵並びに録画画像収集及び越境防止警報のための施設を設置しなければならない。

公安機関及び中国人民解放軍は、国境（境界）巡視を厳重に実施し、規定に基づき、国境（境界）地域を離発着し、及び国境（境界）管理区域と国境（境界）の通路・港を出入りする者、交通輸送手段及び物品、並びに国境海域の船舶に対し検査を行わなければならない。

第 39 条

出入国証明の発給機関及び出入国審査機関は、テロリスト及びテロリスト容疑者に対し、出入国を許可せず、出入国証明を発給せず、又はその出入国証明の無効を宣告する権限を有する。

第 40 条

テロリスト容疑者又はテロ活動との関連が疑われる物品を発見した税関及び出入国審査機関は、法に従って勾留し、又は押収し、かつ、直ちに公安機関又は国家安全機関に移送しなければならない。

テロ活動との関連が疑われる物品を発見した検査検疫機関は、法に従ってそれを押収し、かつ、直ちに公安機関又は国家安全機関に移送しなければならない。

第 41 条

国务院の外交、公安、国家安全、発展改革、工業・情報化、商務、旅行等の主管部門は、

国外投資協力、旅行等の安全リスク評価制度を構築し、在外の中国国民並びに外国駐在機関、施設及び財産に対する安全保護を強化し、テロ襲撃の警戒及び対応を行わなければならない。

第 42 条

外国駐在機関は、安全警戒制度及び対応処理マニュアルを構築・整備し、関連人員・施設・財産の安全保護を強化しなければならない。

第 4 章 情報収集

第 43 条

国家テロリズム対策指導機構は、国家反テロリズム情報センターを設置し、部門及び地域を越えた情報収集メカニズムを構築・運用し、反テロリズム情報収集業務を統一的に計画する。

関係部門は、反テロリズム情報収集業務を強化し、収集した証拠、人物及び行動等に関する情報は、規定に基づき速やかに一括して国家反テロリズム情報センターに報告しなければならない。

地方テロリズム対策指導機構は、部門を越えた情報収集メカニズムを構築し、反テロリズム情報収集業務を組織・展開し、重要な情報に対しては、速やかに上級テロリズム対策指導機構に報告し、他の地方の緊急情報に関係するものは、速やかに関係する地方に通報しなければならない。

第 44 条

公安機関、国家安全機関及び関係部門は、大衆を抛り所とし、末端組織の基本的対策を強化し、末端組織における情報収集能力を整備し、反テロリズム情報収集能力を向上させなければならない。

第 45 条

公安機関、国家安全機関及び軍事機関は、その職責の範囲内で、反テロリズム情報収集の必要により、国の関係規定に基づき、厳格な承認手続を経て、偵察のための技術的措置を講じることができる。

前項の規定に基づいて取得した資料は、反テロリズム対応処理並びにテロ活動犯罪及び過激主義犯罪の捜査、起訴及び裁判にのみ用いることができ、その他の用途に用いてはならない。

第 46 条

関係部門がこの法律第 3 章に定める安全警戒対策において取得した情報は、国家反テロリズム情報センターの要求に基づき、速やかに提供しなければならない。

第 47 条

国家反テロリズム情報センター、地方テロリズム対策指導機構及び公安機関等の関係部門は、関係情報の選別、判断、検査及び監視を行い、テロ事件発生の危険があり相応の安全警戒・対応処理を行う必要があると認めるときは、速やかに関係部門及び組織に通報しなければならない。かつ、状況に基づき警報を発することができる。関係部門及び組織は、通報に基づき、十分な安全警戒及び対応処理を行わなければならない。

第 48 条

テロリズム対策指導機構並びに関係する部門、組織及び個人は、テロリズム対策の職

責及び義務の履行の過程で知り得た国家機密、企業秘密及び個人のプライバシーについて秘密を守らなければならない。

規定に違反して国家機密、企業秘密及び個人のプライバシーを漏らした場合は、法に従って法的責任を追及する。

第 5 章 調査

第 49 条

公安機関は、テロ活動の嫌疑について報告を受け、又はテロ活動の嫌疑があることを発見し、事実確認調査が必要であるときは、迅速に調査を行わなければならない。

第 50 条

公安機関がテロ活動の嫌疑について調査するときは、関係法の規定に基づき容疑者に対し、尋問、検査及び召喚を行い、肖像、指紋、虹彩画像等の生体識別情報、及び血液、尿、剥離細胞等の生体標本の採取又は収集を行い、かつ、当人の署名を保存することができる。

公安機関がテロ活動の嫌疑について調査するときは、関連状況を知る者に対し、公安機関又はその他の場所において問合せに応じるよう通知することができる。

第 51 条

公安機関がテロ活動の嫌疑について調査するときは、関係組織及び個人から関連の情報及び資料を収集し、及び提供させる権限を有する。関係組織及び個人は、ありのままに提供しなければならない。

第 52 条

公安機関がテロ活動の嫌疑について調査するときは、県級以上の公安機関の責任者の承認を経て、容疑者の預金、送金、債券、株券、ファンドユニット等の財産を調査し、封印、押収及び凍結の措置を講じることができる。封印、押収及び凍結の期限は、2 か月を超えてはならず、状況が複雑であるときは、1 級上の公安機関の責任者の承認を経て、1 か月延長することができる。

第 53 条

公安機関がテロ活動の嫌疑について調査するときは、県級以上の公安機関の責任者の承認を経て、その危険の程度に基づき、テロリスト容疑者に対し次の各号に掲げる規制措置のうちの 1 又は複数項目を命じることができる。

- (1) 公安機関の承認を経ることなく、居住する市・県又は指定された場所を離れてはならないこと。
- (2) 大規模な大衆活動に参加し、又は特定の活動に従事してはならないこと。
- (3) 公安機関の承認を経ることなく、公共交通機関に乗車し、又は特定の場所に進入してはならないこと。
- (4) 特定の人物と会見し、又は通信してはならないこと。
- (5) 定期的に公安機関に活動状況を報告すること。
- (6) 旅券等の出入国証、身分証及び運転免許証を公安機関が保管すること。

公安機関は、電子監視又は不定期検査等の方法により当該規制措置の遵守状況について監督を行うことができる。

前 2 項に定める規制措置の実施期限は、3 か月を超えてはならない。規制措置を継続

する必要がないときは、速やかに解除しなければならない。

第 54 条

公安機関は、調査を経て、犯罪事実又は犯罪容疑者を発見したときは、刑事訴訟法の規定に基づき立件捜査を行わなければならない。この章に定める関係期限が満了し、公安機関がまだ立件捜査を行っていないときは、関係措置を解除しなければならない。

第 6 章 対応処理

第 55 条

国は、テロ事件対応処理応急計画体系を構築・整備する。

国家テロリズム対策指導機構は、テロ事件の型、特徴及び社会に及ぼしうる危害に対応して、等級別・種類別の国家対応処理応急計画を策定し、テロ事件対応処理の組織・指揮体系、テロ事件の安全警戒・対応処理の手順及び事後の社会秩序回復等の内容を具体的に定めなければならない。

関係部門及び地方テロリズム対策指導機構は、相応の対応処理応急計画を策定しなければならない。

第 56 条

テロ事件の対応処理に当たっては、各級テロリズム対策指導機構は、関係部門が参加する指揮機構を設置し、指揮長責任制を実施しなければならない。テロリズム対策指導機構の責任者は、指揮長の任に当たることができ、公安機関の責任者又はテロリズム対策指導機構の他の構成組織の責任者に指揮長を担当させることを決定することもできる。

省、自治区及び直轄市を越えて発生したテロ事件又は特別重大テロ事件⁽¹²⁾の対応処理は、国家テロリズム対策指導機構が指揮に責任を負う。省、自治区及び直轄市の範囲内で発生した多数の行政区域に関係するテロ事件又は重大テロ事件の対応処理は、省級テロリズム対策指導機構が指揮に責任を負う。

第 57 条

テロ事件の発生後、発生地のテロリズム対策指導機構は、直ちにテロ事件対応処理応急計画を発動し、指揮長を決定しなければならない。関係部門並びに中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊及び民兵組織は、テロリズム対策指導機構及び指揮長の統一的な指導及び指揮に基づき、攻撃、制御、救援、救護等の現場での対応処理を協力して展開する。

上級のテロリズム対策指導機構は、対応処理の業務について指導を行い、必要なときは、反テロリズム関連の要員を支援のため動員することができる。

緊急状態に入る必要があるときは、全国人民代表大会常務委員会又は国務院が憲法及びその他の関係法に定める権限及び手続に従って決定する。

第 58 条

テロ事件又は疑似テロ事件を発見した後、公安機関は、直ちに措置を講じ、かつ、テロリズム対策指導機構に報告しなければならない。中国人民解放軍及び中国人民武装警察部隊は、テロ活動が行われているのを発見したときは、直ちにそれを規制し、かつ、

(12) 中国語原文は「特別重大恐怖事件」。テロ事件の等級において最も深刻とされるものをいう。

当該案件を速やかに公安機関に移管しなければならない。

テロリズム対策指導機構が指揮長をまだ決定していないときは、現場で処理を行う公安機関の最高職位の者が現場指揮員の任に当たる。公安機関がまだ現場に到着していないときは、現場で処理を行う中国人民解放軍又は中国人民武装警察部隊の最高職位の者が現場指揮員の任に当たる。現場で対応処理を行う者は、所属する組織又は系統を問わず、一律に現場指揮員の指揮に従わなければならない。

指揮長が決定した後は、現場指揮員は、業務又は関連状況について指揮長に指示を仰ぎ、及び報告を行わなければならない。

第 59 条

中華人民共和国の在外の機関、人員及び重要施設がテロの襲撃を受け、又は受ける可能性があるときは、国务院の外交、公安、国家安全、商務、金融、国有資産監督管理、旅行、交通運輸等の主管部門は、速やかに対応処理応急計画を発動しなければならない。国务院外交部門は、関係国と協調して相応の措置を講じなければならない。

中華人民共和国の在外の機関、人員及び重要施設が深刻なテロ襲撃を受けたときは、関係国と協議しその同意を得て、国家テロリズム対策指導機構は、外交、公安、国家安全等の部門を組織して担当者を対応処理のため国外に派遣することができる。

第 60 条

テロ事件の対応処理は、テロ活動の危害及び脅威を直接受けた者の身体の安全の保護を優先しなければならない。

第 61 条

テロ事件の発生後、対応処理に責任を負うテロリズム対策指導機構は、関係機関及び組織が次の各号に掲げる対応処理のうちの 1 又は複数項目を行うことを決定することができる。

- (1) 被害者の救出及び治療、脅威にさらされた者の避難誘導及び適切な保護その他の救助措置を実施すること。
- (2) 現場及び周辺道路を封鎖し、現場にいる者の身分証を検査し、関係場所付近に臨時警戒線を設置すること。
- (3) 特定区域内において空域及び海（水）域管制を実施し、当該区域内における交通輸送手段に対する検査を行うこと。
- (4) 特定区域内においてインターネット、無線及び通信の規制を実施すること。
- (5) 特定区域内において、又は特定の者に対して出入国規制を実施すること。
- (6) 関係設備・施設の使用を禁止し、又は制限し、関係場所の閉鎖又は使用制限を行い、及び人が密集する活動又は危害を拡大させる可能性のある生産経営活動を中止させること。
- (7) 損壊した交通、電信、インターネット、ラジオ・テレビ、給水、排水、電気供給、ガス供給、暖房供給等の公共施設の応急修理を行うこと。
- (8) 反テロリズムの救援に参加するボランティアを組織し、特定の専門性を有する者にサービス提供を求めること。
- (9) その他対応処理に必要な措置

前項第 3 号から第 5 号に定める対応処理の措置の実施は、省級以上のテロリズム対策指導機構が決定又は承認する。前項第 6 号に定める対応処理の措置の実施は、区設市級以上のテロリズム対策指導機構が決定する。対応処理の措置は、適用する時間及び空間

の範囲を明確にし、かつ社会に公表しなければならない。

第 62 条

人民警察、人民武装警察及び法に従って武器を配備・携帯するその他の対応処理人員は、現場において銃器若しくは刃物を所持し、又はその他の危険な方法を用いて暴力行為を行い、又は行おうとする者に対し、警告しても効果がなかった場合、武器を使用することができる。緊急の状況下、又は警告後さらに深刻な危害がもたらされる可能性があるときは、武器を直ちに使用することができる。

第 63 条

テロ事件の発生、展開及び対応処理の情報は、テロ事件発生地在省級テロリズム対策指導機構が統一的に公表する。省、自治区及び直轄市を越えて発生したテロ事件は、指定された省級テロリズム対策指導機構が統一的に公表する。

いかなる組織及び個人も、テロ事件の情報を捏造し、及び虚偽情報を伝播してはならず、模倣される可能性のあるテロ活動の詳細を報道し、及び伝播してはならず、テロ事件における残忍な、及び非人道的な場면을公表してはならず、テロ事件の対応処理の過程において、情報公表の責任を負うテロリズム対策指導機構の承認を経たマスメディアを除き、現場の対応処理人員及び人質の身分情報並びに対応処理行動の状況を報道し、及び伝播してはならない。

第 64 条

テロ事件対応処理の終了後、各級人民政府は、関係部門を組織して、影響を受けた組織及び個人の生活及び生産ができる限り早く回復し、影響を受けた地域の社会秩序及び公衆の感情が安定するよう支援しなければならない。

第 65 条

当該地域の人民政府は、速やかにテロ事件の被害者及びその近親者に対する適切な救助を行い、かつ、基本的生活条件を失った被害者及びその近親者に対し、速やかに基本的生活保障を提供しなければならない。衛生及び民政等の主管部門は、テロ事件の被害者及びその近親者に心理面及び医療面での援助を行わなければならない。

第 66 条

公安機関は、速やかにテロ事件に対する立件捜査を行い、事件発生の原因、経過及び結果を究明し、法に従ってテロ活動組織及びテロリストの刑事責任を追及しなければならない。

第 67 条

テロリズム対策指導機構は、テロ事件の発生及び対応処理について全面的な分析及び評価の総括を行い、警戒及び対応処理の改善措置を提案し、1 級上のテロリズム対策指導機構に報告しなければならない。

第 7 章 国際協力

第 68 条

中華人民共和国は、締結若しくは加盟する国際条約に基づき、又は平等互惠の原則に基づき、他の国、地域及び国際機関と反テロリズム協力を行う。

第 69 条

国務院の関係部門は、国務院の授権に基づき、中国政府を代表し外国政府及び関係国

際機関と反テロリズムの政策対話、情報交換、法執行協力及び国際資金監督管理協力をを行う。

我が国の法律に違反しないという前提の下に、国境地域の県級以上の地方人民政府及びその主管部門は、国務院又は中央の関係部門の承認を経て、隣接する国又は地域と反テロリズムの情報交換、法執行協力及び国際資金監督管理協力を行うことができる。

第 70 条

テロ活動犯罪に関係する刑事司法共助、引渡し及び受刑者移送は、関係法の規定に基づいて執行する。

第 71 条

関係国と合意し、かつ、国務院の承認を経て、国務院の公安部門及び国家安全部門は、反テロリズムの任務を遂行するため要員を国外に派遣することができる。

中国人民解放軍及び中国人民武装警察部隊が反テロリズムの任務を遂行するため要員を国外に派遣するときは、中央軍事委員会の承認によるものとする。

第 72 条

反テロリズム国際協力を通じて取得した資料は、行政処罰及び刑事訴訟において証拠として用いることができる。ただし、我が国が証拠として使用しないことを承諾したものを除く。

第 8 章 保障措置

第 73 条

国務院及び県級以上の地方各級人民政府は、業務・権限区分に基づき、テロリズム対策経費を個別に当該級財政予算に組み入れなければならない。

国は、反テロリズム重点地域に対し必要な経費の支援を行い、大規模テロ事件対応処理の経費を保障する。

第 74 条

公安機関、国家安全機関及び関係部門並びに中国人民解放軍及び中国人民武装警察部隊は、法律に定める職責に基づき、反テロリズムに係る専門能力を確立し、専門訓練を強化し、必要な反テロリズム専門施設・設備を配備しなければならない。

県級及び郷級人民政府は、必要に基づき、関係する組織、村民委員会及び住民委員会を指導してテロリズム対策要員集団及びボランティア隊を構成し、関係部門と協力・協調してテロリズム対策を展開させる。

第 75 条

テロリズム対策の職責を履行し、又は関係部門と協力・協調してテロリズム対策を行ったことにより傷害を受け、又は死亡した者に対しては、国の関係規定に基づき相応の待遇を与える。

第 76 条

テロ活動を報告し、若しくは阻止し、テロ活動犯罪案件において証言し、又はテロリズム対策に従事したことにより、本人又はその近親者の身体の安全が危険にさらされたときは、本人又はその近親者の申請を経て、公安機関及び関係部門は、次の各号に掲げる保護措置の 1 又は複数項目を講じなければならない。

(1) 真実の氏名、住所及び勤務先等の個人情報公開しないこと。

- (2) 特定の人物が被保護者に接触することを禁止すること。
- (3) 身体及び住居に対して専門的な保護措置を講じること。
- (4) 被保護者の氏名を変更し、新たな住所及び勤務先を用意すること。
- (5) その他必要な保護措置

公安機関及び関係部門は、前項の規定に基づき、被保護組織の真実の名称及び所在地を公開せず、特定の人物が被保護組織に接近することを禁止し、被保護組織の業務・経営場所に対し専門的な保護措置を講じ、及びその他の必要な保護措置を講じなければならない。

第 77 条

国は、反テロリズムの科学研究及び技術革新を奨励・支持し、先進的な反テロリズム技術・設備の開発及び普及を行う。

第 78 条

公安機関、国家安全機関、中国人民解放軍及び中国人民武装警察部隊は、反テロリズムの職責履行における緊急の必要により、国の関係規定に基づき、組織及び個人の財産を接収することができる。任務が完了したときは、速やかに返還し、又は原状回復し、かつ、規定に基づいて相応の費用を支払わなければならない。損失を発生させたときは補償しなければならない。

テロリズム対策の実施により関係組織・個人の合法的権利利益に損害をもたらしたときは、法に従って賠償及び補償を行わなければならない。関係組織・個人は、法に従って賠償及び補償を請求する権利を有する。

第 9 章 法的責任

第 79 条

テロ活動の組織、計画、実施準備及び実施、テロリズムの宣伝、テロ活動実施の扇動、テロリズムを宣伝する物品の不法所持、公共の場所におけるテロリズムを宣伝する服飾及び標識の他人への着用強制、テロ活動組織の結成、指導及び参加、並びにテロ活動組織、テロリスト又はテロ活動若しくはテロ活動訓練の実施のための援助を行った者は、法に従って刑事責任を追及する。

第 80 条

次の各号に掲げる活動のいずれかに参加し、情状が軽く、犯罪を構成しない者は、公安機関が 10 日以上 15 日以下の拘留に処し、併せて 1 万元⁽¹³⁾以下の過料に処することができる。

- (1) テロリズム及び過激主義を宣伝し、又はテロ活動及び過激主義活動の実施を扇動すること。
- (2) テロリズム及び過激主義を宣伝する物品を制作し、伝播し、及び不法に所持すること。
- (3) 他人に対し、公共の場所においてテロリズム及び過激主義を宣伝する服飾及び標識の着用を強制すること。
- (4) テロリズム及び過激主義を宣伝し、又はテロリズム及び過激主義の活動を実施する

(13) 1 元は約 17.6 円 (2016 年 4 月分報告省令レート)。

ために、情報、資金、物資、労役、技術、場所等の支援、協力及び便宜を提供すること。

第 81 条

過激主義を利用して、次の各号に掲げる行為のいずれかを実行し、情状が軽く、犯罪を構成しない者は、公安機関が 5 日以上 15 日以下の拘留に処し、併せて 1 万元以下の過料に処することができる。

- (1) 他人に宗教活動への参加を強制し、又は他人に宗教活動場所及び宗教教職者への財物若しくは労役の提供を強制すること。
- (2) 恐喝、騷擾等の方法により、他の民族又は他の信仰を持つ者を居住地から駆逐すること。
- (3) 恐喝、騷擾等の方法により、他人が他の民族又は他の信仰を持つ者と交流し、及び共に生活することに干渉すること。
- (4) 恐喝、騷擾等の方法により、他人の生活習慣・方式及び生産経営に干渉すること。
- (5) 国家機関職員の法に従った職務の執行を妨害すること。
- (6) 国家政策、法律及び行政法規を歪曲し、及び誹謗し、人民政府による法に従った管理の阻止を扇動し、及び教唆すること。
- (7) 大衆を扇動し、又は脅迫して住民身分証及び戸籍簿等の国家法定証書並びに人民元を損壊し、又は故意に損壊すること。
- (8) 他人を扇動し、又は脅迫して宗教儀式を結婚・離婚の登記に代えさせること。
- (9) 未成年者を扇動し、又は脅迫して義務教育を受けさせないこと。
- (10) その他過激主義を利用して国の法律・制度を破壊すること。

第 82 条

他人のテロ活動犯罪及び過激主義犯罪行為を明らかに知りながら、それを隠匿し、及び遮蔽し、情状が軽く、犯罪を構成しない者、又は、司法機関による関連状況の調査及び関係証拠の収集において、その提供を拒否した者は、公安機関が 10 日以上 15 日以下の拘留に処し、併せて 1 万元以下の過料に処することができる。

第 83 条

金融機関及び特定非金融機関が国家テロリズム対策指導機構の事務機構が公告したテロ活動組織及びテロリストの資金又はその他の資産を直ちに凍結しなかったときは、公安機関が 20 万元以上 50 万元以下の過料に処し、かつ、直接責任を負う取締役、高級管理人員及びその他直接の責任者を 10 万元以下の過料に処する。情状が重いときは、50 万元以上の過料に処し、かつ、直接責任を負う取締役、高級管理人員及びその他直接の責任者を 10 万元以上 50 万元以下の過料に処し、併せて 5 日以上 15 日以下の拘留に処することができる。

第 84 条

電信業務の経営者及びインターネットサービスの提供者であって、次の各号のいずれかに該当するときは、主管部門が 20 万元以上 50 万元以下の過料に処し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他直接の責任者を 10 万元以下の過料に処する。情状が重いときは、50 万元以上の過料に処し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他直接の責任者を 10 万元以上 50 万元以下の過料に処し、公安機関がその直接責任を負う主管者及びその他直接の責任者を 5 日以上 15 日以下の拘留に処することができる。

- (1) 公安機関及び国家安全機関が法に従って行うテロ活動の警戒及び調査のために、技術的なインターフェース及び暗号解読等に関する技術的な支援及び協力を規定に基づ

いて提供しなかったとき。

- (2) 主管部門の要求に基づき、テロリズム及び過激主義の内容を含む情報の送信停止及び削除、関連記録の保存、関連サイトの閉鎖又は関連サービスの停止を行わなかったとき。
- (3) インターネットの安全及び情報内容監督の制度並びに安全技術警戒措置を整備せず、テロリズム及び過激主義の内容を含む情報を伝播させ、その情状が重いとき。

第 85 条

鉄道、道路、水上及び航空の貨物輸送並びに郵便及び宅配等の物流運営組織であって、次の各号のいずれかに該当するときは、主管部門が 10 万元以上 50 万元以下の過料に処し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他直接の責任者を 10 万元以下の過料に処する。

- (1) 安全検査制度を実施せず、顧客の身元確認を行わず、又は、規定に基づき運送・配達物品に対する安全検査又は開封点検を行わなかったとき。
- (2) 運送・配達が禁止され、安全上の重大な懸念が存在し、又は顧客が安全検査を拒絶した物品を運送し、又は配達したとき。
- (3) 運送・配達顧客身元・物品情報登録制度を実施しなかったとき。

第 86 条

電信、インターネット及び金融の業務経営者及びサービス提供者であって、規定に基づいて顧客の身元確認を行わず、又は身元不明若しくは身元確認を拒絶した顧客にサービスを提供したときは、主管部門は、是正を命じなければならない。これを改めなかったときは、20 万元以上 50 万元以下の過料に処し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他直接の責任者を 10 万元以下の過料に処する。情状が重いときは、50 万元以上の過料に処し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他直接の責任者を 10 万元以上 50 万元以下の過料に処する。

宿泊施設、長距離旅客輸送、レンタカー等の業務経営者及びサービス提供者が前項に定める状況に該当するときは、主管部門が 10 万元以上 50 万元以下の過料に処し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他直接の責任者を 10 万元以下の過料に処する。

第 87 条

この法律の規定に違反して、次の各号のいずれかに該当するときは、主管部門が警告を行い、かつ、是正を命じる。改めなかったときは、10 万元以下の過料に処し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他直接の責任者を 1 万元以下の過料に処する。

- (1) 規定に基づき銃器等の武器、弾薬、刃物等の規制物品、危険化学品、民用爆発物及び核・放射性物質の電子追跡装置を整備せず、民用爆発物に安全検査追跡標識を添附しなかったとき。
- (2) 規定に基づき営業対象とする危険化学品、民用爆発物及び核・放射性物質の輸送手段について位置情報システムを通じた監視を行わなかったとき。
- (3) 規定に基づき伝染病病原体等の物質に対し厳格な監督管理を行わず、情状が重いとき。
- (4) 国务院の関係主管部門又は省級人民政府が刃物等の規制物品、危険化学品及び民用爆発物について定めた取引の規制又は制限の措置に違反したとき。

第 88 条

テロ襲撃警戒重点目標の管理・運営組織がこの法律の規定に違反して、次の各号のいずれかに該当するときは、公安機関が警告を行い、かつ是正を命じる。改めなかったと

きは、10 万元以下の過料に処し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他直接の責任者を 1 万元以下の過料に処する。

- (1) テロ活動に対する警戒及び対応処理の応急計画・措置を策定しなかったとき。
- (2) テロリズム対策特別経費保障制度を構築せず、又は、警戒及び処理のための施設・設備を配備しなかったとき。
- (3) 担当機関又は責任者を置かなかったとき。
- (4) 重要職位の者に対し安全に係る身上調査を行わず、又は不適切な状況がある者の職位の異動を行わなかったとき。
- (5) 公共交通輸送手段に対し規定に基づいて保安要員及び相応の施設・設備を配備しなかったとき。
- (6) 公共安全録画画像情報システムの監視当番制、情報の保存・利用及び稼働保守等の管理制度を構築しなかったとき。

大規模行事の請負組織及び重点目標の管理組織が大規模行事会場、空港、鉄道駅、埠頭、都市交通駅、道路長距離旅客輸送駅、港等の重点目標における人員、物品及び交通手段に対し規定に基づいた安全検査を行わなかったときは、公安機関は、是正を命じなければならない。改めなかったときは、10 万元以下の過料に処し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他直接の責任者を 1 万元以下の過料に処する。

第 89 条

テロリスト容疑者が公安機関が遵守を命じた規制措置に違反したときは、公安機関が警告を行い、かつ、是正を命じる。改めなかったときは、5 日以上 15 日以下の拘留に処する。

第 90 条

マスメディア等の組織がテロ事件の情報について捏造及び虚偽情報の伝播を行い、模倣される可能性のあるテロ活動の詳細の報道及び伝播を行い、テロ事件における残忍な、及び非人道的な場面を公表し、又は承認を経ないで現場の対応処理人員及び人質の身分情報並びに対応処理行動の状況についての報道及び伝播を行ったときは、公安機関が 20 万元以下の過料に処し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他直接の責任者を 5 日以上 15 日以下の拘留に処し、併せて 5 万元以下の過料に処することができる。

個人に前項に定める行為があったときは、公安機関が 5 日以上 15 日以下の拘留に処し、併せて 1 万元以下の過料に処することができる。

第 91 条

関係部門と協調して反テロリズムの安全警戒、情報収集、調査及び対応処理を行うことを拒んだ者は、主管部門が 2 千元以下の過料に処する。深刻な結果がもたらされた場合は、5 日以上 15 日以下の拘留に処し、併せて 1 万元以下の過料に処することができる。

組織に前項に定める行為があったときは、主管部門が 5 万元以下の過料に処する。深刻な結果がもたらされた場合は、10 万元以下の過料に処し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他直接の責任者を前項の規定に基づいて処罰する。

第 92 条

関係部門による反テロリズム対策の実施を妨害した者は、公安機関が 5 日以上 15 日以下の拘留に処し、併せて 5 万元以下の過料に処することができる。

組織に前項に定める行為があったときは、公安機関が 20 万元以下の過料に処し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他直接の責任者を前項の規定に基づいて処罰する。

人民警察、人民解放軍及び人民武装警察部隊の法に従った職務の執行を妨害した者は、重きに従って処罰する。

第 93 条

組織がこの法律の規定に違反し、情状が重いときは、主管部門が関連業務への従事及び関連サービスの提供の停止を命じ、又は生産停止若しくは業務停止を命ずる。深刻な結果をもたらした場合は、関係証書を無効とし、又は登記を取り消す。

第 94 条

テロリズム対策指導機構及び関係部門の人員がテロリズム対策において職権濫用、職務怠慢若しくは情実による不正があり、又は規定に違反して国家機密、企業秘密及び個人のプライバシーを漏らす行為があった場合、それが犯罪を構成するときは、法に従って法的責任を追及し、犯罪を構成しないときは、法に従って処分を行う。

テロリズム対策指導機構、関係部門及びその人員がテロリズム対策において職権濫用、職務怠慢若しくは情実による不正があり、又はその他法規や規律に違反する行為があったときは、いかなる組織及び個人も関係部門に対して告発及び告訴を行う権利を有する。関係部門が告発及び告訴を接受したときは、速やかに処理し、かつ、告発及び告訴をした者に回答しなければならない。

第 95 条

この法律の規定に基づいて封印、押収、凍結、差押え及び没収を行った物品及び資金等であって、審査を経てテロリズムと無関係であることが判明したものは、速やかに関係措置を解除し、返却しなければならない。

第 96 条

関係組織・個人がこの法律に基づいてなされる行政処罰及び行政強制措置の決定に不服であるときは、法に従って行政不服審査を申請し、又は行政訴訟を提起することができる。

第 10 章 附則

第 97 条

この法律は、2016 年 1 月 1 日から施行する。2011 年 10 月 29 日の第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 23 回会議で採択された「テロリズム対策強化関連問題に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」は、同時に廃止する。

出典

・「中华人民共和国反恐怖主义法」国务院法制办公室 <<http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/201512/20151200479796.shtml>>

(おかむら しがこ)